

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米重再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

■乳幼児医療費助成制度（県の制度）

●対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校就学前まで
- ②所得要件 税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

■ちびっ子医療費助成制度（町の制度）

●対象となる人

- ①年齢要件 0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当の者のみ）
- ②所得要件 なし

■ひとり親家庭医療費助成制度（県の制度）

●対象となる人

- ①世帯要件
ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

- ②所得要件 市町村民税所得割非課税世帯

（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なします。）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

■中学生医療費助成制度（町の制度）

●対象となる人

- ①年齢要件 中学校1年生～中学校3年生まで
- ②所得要件 なし

■受給者証有効期間

8月1日～平成29年7月31日

対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月29日(金)までに手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ

福祉課 ☎0820(77)5505



5月23日、しまとびあスカイセンターにおいて平成28年度食生活改善推進協議会総会ならびに研修会が行われました。今年度は食推のユニフォームであるピンク色のTシャツを着用し、パツと明るい雰囲気での会が進められました。

研修会では「いつまでも若々しい姿勢と動きを保つために」と題してスポーツトレーナーの舂本しのぶ先生に、家庭で簡単にできる運動を教えてくださいました。イスに座ったままや寝転がってできる運動で、指先から足元まで体がポカポカと温まりとても気持ち良かったです。いつまでも自分の足でしっかりと歩くためには早いうちから足の筋力を保っておくことが大切であることや、悩むことの多い肩こりを改善する体操など、私たちのペースに合わせて教えてくださいました。また楽しいお話を交えながらであつという間の1時間でした。

今回教えていただいた運動を実践しながら、地域にも復伝会などを通じて適度な運動の大切さを広めていきたいと思っています。

周防大島町食生活改善推進協議会橋支部

川本 幸子

